二、中元クリーニング株式会社に対する件

昭和四十三年(排)第三十九号

排除命令

広島県甲奴郡上下町上下

中元クリーニング株式会社

代表取締役　中元太郎

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、中元クリーニング株式会社は、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和三十七年公正取引委員会告示第五号)第一項の規定に違反して、景品類を提供してはならない。

二、同社は、今後、一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、その旨を当委員会に、あらかじめ、届け出なければならない。

三、同社は、昭和四十三年一月十日から三月十日までの間に行なつた懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防

止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」に違反したものである旨およびこのような行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

四、同社は、前項によつて行なつた公示について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

中元クリーニング株式会社は、肩書地に主たる事務所を置き、一般クリーニング、工場作業服のクリーニング、リネンサプライその他のクリーニング業を営む事業者である。同社は、昭和四十三年一月十日から三月十日までの間、一般消費者を対象として、「新年大サービス」と称して懸賞による景品類の提供を行ない、クリーニング代金三百円ごとに抽せん券一枚を与え、三月三十一日に抽せんを行ない、ナショナルカラーテレビ十九インチ(現金正価十七万九千円)三台を提供した。

しかるに、当該懸賞により提供した景品類の価額は、取引価額三百円の二十倍である六千円をこえるものである。

法の適用

前記事実によれば、中元クリーニング株式会社の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する。

昭和四十三年六月二十七日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子